

「国民健康保険に関する国と地方の協議」の開催について（案）

1. 趣旨

高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめを踏まえ、法案の提出に向けて、厚生労働省（大臣はじめ政務3役）と地方（知事・市長・町村長・広域連合長の代表）の協議の場を設置する。

※併せて、事務レベルのWGを設置する。

2. 具体的な検討・確認事項

- 国保の抱える構造的な問題への対応
 - ・ 市町村国保の構造的な問題への対応のあり方
 - ・ 次期財政基盤強化策のあり方
 - ・ 法定外一般会計繰り入れ等を解消する市町村の取組に対する支援のあり方
- 第一段階における国保の運営の具体的なあり方
 - ・ 保険料の設定・賦課・納付の仕組み等
- 第二段階における国保の運営の基本的方向
 - ・ 保険料の設定、事務体制、費用負担、財政リスクの軽減策等

3. 当面の日程

平成 23 年 1 月に第一回の協議又はWGを開催する。

4. 庶務

厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課が、全国知事会・全国市長会・全国町村会・全国後期高齢者医療広域連合協議会の協力を得て行う。